

## 実質化された人・農地プラン(案)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
湖西市	新所・入出地区(新所地区除く)	R4年2月24日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	165ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	70ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	30ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	40ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

<p><b>【内浦地区】</b>  田:高齢の農業者が広く耕作しており、リタイアした後の担い手不足が懸念される。  筆が細分化されており、大規模化しての農業経営が難しい。  畑:施設花卉は担い手に集積されている。  露地野菜は中心経営体に集積され、遊休農地や離農予定の農地を積極的に集積、集約が図られている。</p> <p><b>【入出地区】</b>  畑:地区内は3工区に分かれており、3分区は農業用水として豊川用水の使用が可能だが、1・2分区については、地下水を汲み上げ送水しているため、水量が十分ではない。  若い中心経営体が少ない。  1区画40a以下の農地で、段差が大きく農地の集約を図ることが難しい。</p> <p><b>【新所地区】</b>※「新所地区実質化された人農地プラン」を除く  田:地区外の中心経営体が耕作しており、集約が課題となっている。  畑:荒廃農地が多いが、地元団体が花畑により荒廃農地の解消を積極的に進めている。</p> <p><b>【岡崎地区】</b>  田:高齢の農業者が広く耕作しており、リタイアした後の担い手不足が懸念される。  畑:地区内西部は山林からの道路、水路への土砂の流入が多く、耕作組合で対応が難しい。  地区内東部及び南部については、耕作組合がなく、土地改良区役員が水管理等の面倒をみている。また、土地所有者による自作農が主であり、中心経営体への集積が困難。</p> <p><b>【梅田】</b>  田:ごく少数の地元農業者が担っている。  畑:地元の兼業農業者数人で果樹を中心に耕作を行っている。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

#### 【内浦地区】

田：農協、市、耕作組合が連携し、地区内外の農家への集積、集約を図る。

畑：現在の中心経営体に集積・集約を図っていく。

#### 【入出地区】

畑：地区外の法人の集積や地区内の農業者による法人化、集団営農等による集積、集約を検討していく。

#### 【新所地区】※「新所地区実質化された人農地プラン」を除く

田：地域外の中心経営体への集約を継続していく。

畑：地元団体による荒廃農地解消活動を中心に、荒廃農地を再生し良好な農村風景を維持する。

#### 【岡崎地区】

田：農協、市、耕作組合が連携し、地区内外の農家への集積、集約を図る。

畑：自作農業者を中心に農地の維持管理を図りつつ、地区内外の中心経営体の誘致を図る。

#### 【梅田地区】

田・畑：自作農業者を中心に農地の維持管理を図りつつ、地区内外の中心経営体への集積を図る。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
1	認定	露地野菜・水稻	1.9 ha	露地野菜・水稻	2.5 ha	
2	認定	露地野菜	10.0 ha	露地野菜	21.0 ha	
3	認定	果樹・水稻・施設花卉	2.2 ha	果樹・水稻・施設花卉	2.7 ha	
4	認定	露地野菜・水稻・施設野菜	0.7 ha	露地野菜・水稻・施設野菜	0.7 ha	
5	認定	施設野菜	0.4 ha	施設野菜	0.6 ha	他地区あり
6	認定	施設花卉	0.5 ha	施設花卉	0.8 ha	
7	認定	露地野菜・水稻・施設花卉	9.9 ha	露地野菜・水稻・施設花卉	14.4 ha	
8	認定	露地野菜・水稻	13.1 ha	露地野菜・水稻	12.7 ha	
9	認定	施設野菜	0.3 ha	施設野菜	0.3 ha	
10	認定	認定農業者	露地野菜・水稻・施設花卉	18.9 ha	露地野菜・水稻・施設花卉	27.9 ha
11	認定法		露地野菜・水稻	0.6 ha	露地野菜・水稻	2.6 ha
12	認定	露地野菜・水稻	5.7 ha	露地野菜・水稻	6.2 ha	
13	認定	施設野菜	2.1 ha	施設野菜	2.1 ha	
14	認定法	施設花卉・水稻	1.5 ha	施設花卉・水稻	1.5 ha	
15	認定	水稻・果樹・露地野菜	2.3 ha	水稻・果樹・露地野菜	2.3 ha	
16	認定	水稻・果樹・露地花卉	5.3 ha	水稻・果樹・露地花卉	7.4 ha	
17	認定	水稻・果樹・露地花卉	18.7 ha	水稻・果樹・露地花卉	20.5 ha	他地区あり
18	認定	水稻・果樹・露地花卉	21.8 ha	水稻・果樹・露地花卉	26.4 ha	他地区あり
19	認定	露地野菜・施設野菜	1.5 ha	露地野菜・施設野菜	1.8 ha	
20	認定	水稻・施設花卉	1.2 ha	水稻・施設花卉	1.2 ha	
21	認定	水稻・施設花卉	1.0 ha	水稻・施設花卉	1.5 ha	
22	認就	施設野菜	0.2 ha	施設野菜	0.2 ha	
23	到達	露地野菜	4.0 ha	施設野菜	6.0 ha	
計			123.8 ha		163.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【内浦地区】

- ・田について、畦の撤去等による30a程度の区画化を図る。
- ・また、中間管理事業を活用した再基盤整備の検討を図る。

【入出地区】

- ・耕作組合等と連携し、市外の法人等の誘致を図る。

【新所地区】

- ・田について、中間管理による権利設定を図る。

【岡崎地区】

- ・田について、地元農業者への中間管理への活用を図る。
- ・畑について、土地改良区等と連携し、離農情報等を共有する。

【梅田地区】

- ・土地改良区等と連携し、離農情報等を共有する。